

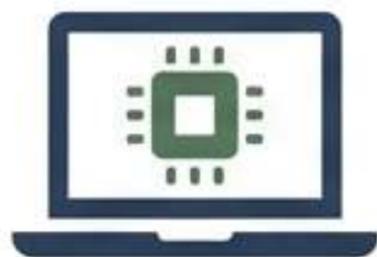
「技術・人文知識・国際業務」ビザで副業・アルバイトはできる？ 在留資格のルールと 「資格外活動許可」の 完全ガイド。

ビザ申請サポートNavi東京が解説する、
合法的に収入を得るための判断基準。



まず確認すべき、現在のビザで認められている業務範囲

技術人文知識国際業務ビザ（就労ビザ）は、専門性が要求される業務にのみ従事できます。



【技術】（理系）

- システムエンジニア
- 開発・設計技術者
- 研究職 など



【人文知識】（文系）

- 営業
- マーケティング
- 経営企画
- 財務・経理 など



【国際業務】

- 通訳・翻訳
- 英会話講師
- 貿易実務
- デザイナー など



専門知識を必要としない「単純労働」は一切不可。（例：飲食や小売りの接客、工場のライン工、建設現場作業員など）

副業は可能ですが、ルールは「業務内容」によって完全に変わります

副業・アルバイトを始める前に、その仕事が現在のビザの「許容範囲内」か「範囲外」かを見極める必要があります。

START

範囲内の場合

特別な手続きなしで副業可能。



範囲外の場合

事前に「資格外活動許可」の取得が必須。



パターンA：現在のビザの範囲内で行う副業（手続き不要）

従事できる業務の範囲内であれば、自由にアルバイトや副業が可能です。



【具体例】

- ・本業：英会話講師（国際業務）
- ・副業：週末に翻訳・通訳のアルバイト

結論: どちらも「技術・人文知識・国際業務」の範囲に含まれるため、新たな許可は必要ありません。

パターンB：ビザの範囲外の仕事には「資格外活動許可」が必須です

許容されていない範囲の業務で収入や報酬を得る場合、原則として無断で行うことは認められません。

必ず事前に「資格外活動許可」を取得する必要があります。これを怠ると、不法就労となりビザの更新や滞在に深刻な影響を及ぼします。



資格外活動許可には「包括許可」と「個別許可」の2種類があります

【包括許可】



- 条件：「1週間のうち28時間以内」
- 特徴：勤務先等が逐一指定されず、時間内であれば包括的に活動が許容される。

【個別許可】



- 条件：活動先の機関名や活動期間等が個別に指定される。
- 特徴：28時間の制限を超える場合や、客観的に稼働時間の管理が困難な場合等に取得する。指定された範囲内のみで活動可能。

例外：報酬が発生しても資格外活動許可が「不要」なケース

以下の活動は、許可を取得していなくても問題ありません。



1. 業として行うものではない活動に対する謝金
(例：友人の引っ越し作業を手伝い、お礼金を受け取った)



2. 無報酬の活動
(例：無報酬のボランティア活動)



3. 日常生活で発生する臨時の報酬

※「永住者」「定住者」やその配偶者のビザを持つ場合は、そもそも活動制限がないため許可は不要です。

会社員が資格外活動許可を取得するための厳格な6つの条件

会社に所属しながら許可を得るには、以下のすべてを満たす必要があります。

- 1 現在の在留資格の対象活動を妨げないこと
- 2 現在の在留資格の対象活動を維持・継続していること
- 3 **【重要】資格外活動が「単純労働」に該当しないこと**
(※飲食業や小売業での接客アルバイト目的は不可)
- 4 公序良俗に反する・違法性のある活動でないこと
- 5 申請者の在留状況に問題がないこと
- 6 **【重要】勤務先から副業・アルバイト従事の許可を得ていること**



解雇・雇止めされた場合の特例：就職活動のためのアルバイト

会社都合による解雇や雇止めの場合、特例として包括許可を取得し、週28時間アルバイトをして生活費を稼ぐことが可能です。

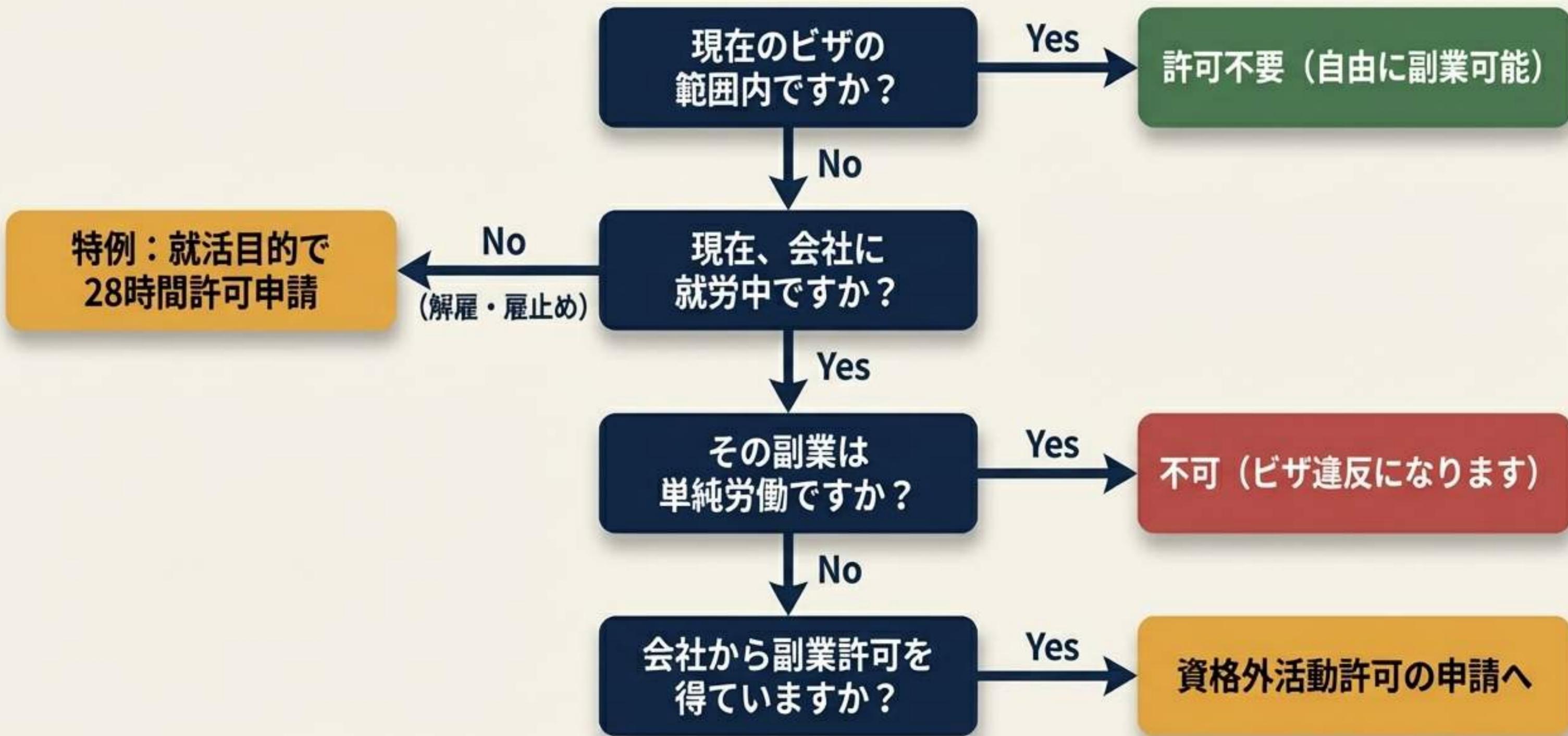


【必須要件】

- ・企業によって解雇・雇止めをされたこと
- ・就職活動中の生活費を確保するためのアルバイトであること
- ・就職活動の継続を証明できること
- ・在留状況に問題がなく、公序良俗に反しないこと

※在留期限までに就活が終わらない場合は「特定活動ビザ」への変更を検討

あなたの状況は？副業・アルバイトの可否判定フローチャート



ビザのルール違反は取り返しがつきません。まずは専門家へご相談を

自己判断でのルール違反は、ビザ更新の拒否や強制退去のリスクを伴います。
当事務所では、完全予約制で無料相談を承っております。



TEL: 03-6403-5295

平日 10:00-20:00

※無料相談は完全予約制です。
お問い合わせページまたはお電話にて
ご予約ください。

加納行政書士事務所 (ビザ申請サポートNavi)

- 代表：特定行政書士 加納 裕之（同志社大学大学院/明治大学法科大学院修了）
- 専門：入管取次・ビザ申請、在留資格、外国人問題等
- 住所：東京都千代田区平河町1-3-6
BIZMARKS麹町510（半蔵門駅徒歩3分）